

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 名古屋国税局総務部次長 ■■ ■■ (以下「甲」という。)と○○○○○○○○ (以下「乙」という。)とは、下記条項により「令和9年分鑑定評価員等業務」に関する契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

## 記

## 第1条 (本契約の目的)

- 1 本契約は、別添「鑑定評価員等業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、令和9年分鑑定評価員等業務 (以下「本業務」という。)に関する事項を定めるものである。
- 2 乙は、仕様書に基づき本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

## 第2条 (信義誠実の原則)

甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

## 第3条 (履行場所)

- 1 本業務の履行場所は、乙の事務所等とする。
- 2 甲は、前項の履行場所を視閲することができるものとする。
- 3 乙が当該履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 第4条 (契約期間)

本業務の契約期間は、契約締結日から令和9年3月1日までとする。

## 第5条 (契約金額)

- 1 本契約は単価契約とし、甲が乙に支払う単価 (消費税額及び地方消費税額を含む。)は仕様書のとおりとする。
- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した税額である。

## 第6条 (契約保証金)

甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

## 第7条 (権利、義務の譲渡等の制限)

- 1 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者 (乙の子会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

## 第8条 (下請け、委託等の禁止)

乙は、本業務の全部又は一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

## 第9条 (従事者の限定)

- 1 乙は、従事者を限定して本業務を行うものとする。
- 2 乙は、甲に対し、前項の従事者を書面により通知しなければならない。

- 3 甲は、前項により乙から通知を受けた従事者の中に本業務の遂行について著しく不適当な者がいると認める場合には、乙に対し、その理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。
- 4 乙は、自己の事由により第2項により甲に通知した従事者を変更する場合には、甲に対し、変更理由及び変更従事者名を事前に書面にて通知しなければならない。

#### 第10条（応札条件の維持）

乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める受託者の条件を維持しなければならない。

#### 第11条（秘密の保持）

- 1 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞若しくは認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。
- 4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対して第5条に定める契約単価に甲が鑑定評価を依頼した鑑定標準地の地点数を乗じて算出した金額（主幹鑑定評価員、副主幹鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員については会議の主催等の業務に係る報酬金額をそれぞれ加算した金額をいう。以下「予定契約金額」という。）の100分の30に相当する金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲、国税庁、国税局及び税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）又は情報主体本人（以下「甲等ほか」という。）が実際に被った損害について、第26条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 個人情報に関する取扱いについては、別紙の取扱いを遵守しなければならない。
- 6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

#### 第12条（費用負担）

本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第13条（服务等）

- 1 乙は、業務を行うに当たっては、甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
- 2 乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切責任を負うものとする。
- 3 甲は、乙の従事者が不適当と認めたときは、乙に対して従事者に交代を求めることができる。
- 4 乙は業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲に通知するものとする。

#### 第14条（監督等）

- 1 甲は、本契約の履行に関し、甲があらかじめ監督職員として指定している職員及び甲が個別に指定する職員（以下「監督職員等」という。）に、乙の本業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員等の監督又は指示に従わなければならない。

#### 第15条（事情変更）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙が協議して書面により定めるものとする。

#### 第16条（期間の延長）

- 1 乙は、天災地変その他正当な理由により本契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 乙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙の責に帰すべき事由による履行遅延のあった場合には、乙は、違約罰として、甲に対し、遅延日数に応じ、第5条に定める契約単価に納期遅延が生じた鑑定標準地の地点数を乗じて算出した金額に対して、年3.0%の遅延損害金（当該金額に円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を納付するものとする。
- 5 前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

#### 第17条（検査）

- 1 乙は、本業務を終了したときは、速やかに履行完了の旨を報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に、甲の指定する検査職員により、本業務につき完了検査（以下「完了検査」という。）を行い、合否の判定をする。
- 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する完了検査に立ち会うため、乙の要員を、乙の費用負担にて派遣しなければならない。
- 4 乙は、第1項の完了検査に合格した時をもって本業務を完了したものとする。
- 5 完了検査に合格しなかった業務については、乙は甲の指示に従い、甲の指定する期間内に本業務を完了し又は甲の承認した方法により無償で業務を実施し、再度完了検査を受けるものとする。  
この場合において生じる一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第18条（契約金額の請求及び支払）

- 1 乙は、本業務の完了後、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書により、甲に請求金額の支払を請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、乙の金融機関の口座に振込みにより支払うものとする。
- 2 前項の請求金額は、契約単価に業務が完了した鑑定標準地の地点数を乗じて算出した金額（主幹鑑定評価員、副主幹鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員については、会議の主催等の業務に係る報酬金額をそれぞれ加算した金額をいう。）とし、当該請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。

#### 第19条（本業務の完了後における説明等）

乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。  
なお、本規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

## 第20条（契約不適合責任）

- 1 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
  - (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
  - (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
  - (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

## 第21条（解除）

- 1 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、その事由により乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
  - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
  - (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
  - (4) 財産状況が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
  - (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
  - (6) 第17条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。

- (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第19条に規定する甲の請求に応じないとき。
  - (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
  - (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
  - (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
  - (11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
  - (12) 解散の決議をしたとき。
  - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
  - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
  - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
  - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
  - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
  - (23) 競争参加資格に反する事実が明らかになったとき。
  - (24) 前各号に定めるもののほか、本契約に違反しその目的を達することができないと認められるとき。
- 3 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、予定契約金額の100分の30に相当する金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 乙が本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第1項の解除をしない場合でも、乙に対して予定契約金額の100分の30に相当する金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を違約罰として請求することができるものとする。
- 5 前2項の場合、乙は、甲等が実際に被った損害について、第26条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 6 甲が第1項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等名目の一切を問わず、金銭を要求することができないものとする。

## 第22条（本契約の任意解約等）

- 1 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの当該各号に規定する費用を補償するものとする。
  - (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
  - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用

- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

#### 第 23 条 (談合等の不正行為に係る解除)

- 1 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 7 条若しくは第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項若しくは第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人) が刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

#### 第 24 条 (談合等の不正行為に係る違約金)

- 1 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、予定契約金額の 100 分の 10 に相当する額 (当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。) を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった (同訴訟が取り下げられた場合を含む。) 又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった (同訴訟が取り下げられた場合を含む。) 又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき (独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人) が刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、予定契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、予定契約金額の 100 分の 5 に相当する額 (当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。) を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)、第 7 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による納付命令 (独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定の適用がある場合に限る。) を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなか

- った（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
- (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
  - 4 第1項及び第2項の規定は、第26条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

#### 第25条（調査）

- 1 甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、予定契約金額の100分の30に相当する金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償を免れないものとする。

#### 第26条（損害賠償）

- 1 乙は、債務不履行に基づき甲等及び甲等ほかに損害を与えた場合は、甲等及び甲等ほかに対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、甲等の提供する行政サービスの受領者（以下「納税者等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が納税者等に支払いを命ぜられた金額及び甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

#### 第27条（賠償金等の徴収）

- 1 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年3.0%の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

#### 第28条（不当介入に関する通報・報告）

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### 第29条（紛争の解決）

- 1 本契約に関連して、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともにこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

第30条（法律、規格等の遵守）

乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

第31条（人権尊重努力義務）

乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第32条（補則）

本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番2号  
支出負担行為担当官  
名古屋国税局総務部次長                   〇 〇 〇 〇

乙 \* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*



個人情報に関する取扱い（第11条第5項）

第1条（定義）

本契約における個人情報とは、甲等から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

第2条（秘密保持）

- 1 乙は、甲等の事前の書面等による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。
- 2 甲等は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲等の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲等の事前の書面等による承諾を得て個人情報を第三者に開示又は提供等する場合には、第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。  
なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（故意、過失を問わない。以下「事故等」という。）を発生させ、甲等又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

第3条（個人情報の使用）

乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

第4条（複製等）

- 1 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲等の事前の書面等による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。
- 2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

第5条（管理）

- 1 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定めるものとし、甲等が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。
  - (1) 個人情報の取扱い責任者
  - (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
  - (3) 個人情報の授受、移送方法
  - (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法
  - (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
  - (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
  - (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等
- 3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」という。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

## 第6条（個人情報の取得）

乙は、本件業務の遂行上、甲等から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。

なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲等に通知のうえ甲等の指示に従うものとする。

おって、甲等が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書等にて行うこととする。

## 第7条（問合せ等）

乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲等に連絡のうえ、甲等の指示に従わなければならない。

## 第8条（個人情報の返還）

乙は、甲等の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲等の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。

なお、甲等の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲等に報告するものとする。

## 第9条（事故発生時の対応等）

1 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはそのおそれがあることを知った場合、直ちに甲等に連絡し、甲等の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。

なお、事故等の発生により甲等又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。

なお、乙自らの対応策についても甲等が指示する場合は、甲等の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

## 第10条（監査）

1 乙は、本件業務期間中、甲等が求めた場合は、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲等に報告するものとする。

2 甲等は、乙の業務の履行場所、施設等に立入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。

なお、立入りの方法等については甲等と乙で協議するものとする。

3 甲等は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、あるいは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲等は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、甲等に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。